

宮城県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果等について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成22年6月1日

宮城県監査委員 内 海 太
宮城県監査委員 佐々木 敏 克
宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門
宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

1 監査委員の報告日

平成22年3月26日

2 通知のあった日

宮城県知事 平成22年5月13日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 気仙沼県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・H20年度収入未済額

現年度分 97,824,093円

過年度分 165,872,646円

合 計 263,696,739円

・H19年度収入未済額

現年度分 88,593,568円

過年度分 146,420,056円

合 計 235,013,624円

ロ 措置の内容

収入未済額の大部分（約87%）を占める個人県民税と自動車税の滞納縮減に力を入れた。

個人県民税については、住民税徴収確保対策会議を開催し、管内市町との連携を密にしながら、地方税法第48条による直接徴収や共同催告・共同徴収、県税還付金差押え等の支援も実施した。

自動車税については、財産調査を迅速に行い、資力があり納付に至らない者は、差押えを重点とした手法で自動車・預貯金・給与・電話加入権の差押えを積極的に行った。

税収確保と収入未済額縮減のため、平成21年度の差押え処理件数を300件と設定し、304件の差押えを実施した。